

資料 2

通所サービスの利用定員の変更について

変更の届出は、通常、変更後10日以内に行っていただいているところですが、通所サービスの利用定員に関する変更については、事業を運営するにあたって特に重要な事項であり、また居宅介護支援事業所や利用者等へ一定の周知期間を確保する必要があります。

そのため、当該事項を変更し、利用定員を増員する場合には、事前に届出を行っていただくこととしますので、下記の事項に留意のうえ、手続きを行ってください。

建物を改築して増員する場合は、建築基準法や都市計画法などの手続きが必要となる場合がありますので、建築基準法や都市計画法を所管する部署にご確認の上、届出を提出するようお願いいたします。

記

1 対象となるサービス：通所介護・通所リハビリテーション (予防)

2 対象となる届出事項：利用定員（増員する場合のみ。）

3 届出事項の適用年月日

変更後の利用定員の適用年月日は、原則として変更届出を受理した翌月の1日とします。また、届出を受理した場合には、沖縄県よりその旨通知を行います。

4 届出時期

変更届出の審査には、通常2週間から1ヶ月要しますので、適用する前月の15日までに届出を行っていただきますようお願いいたします。（審査に現地確認が必要な場合がありますので、事前に調整を行ってください。）

5 変更届出に必要な書類

- (1) 変更届出書
- (2) 付表
- (3) 変更内容対照表
- (4) 変更後の運営規程
- (5) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- (6) 職員の資格証の写し（資格を要する職種のみ。）
- (7) 事業所の平面図（備品等のレイアウトを明示すること。）
- (8) 改築の場合、「建築、消防への確認（様式3）」

6 その他

利用定員を変更するにあたって、「職員の職種、員数」「事業所の平面図」の変更が必要な場合は、併せて事前に届出を行ってください。